2　センターの任務は、1に規定する目的を達成するため、次のとおりとする。

(a)　組織的に、かつ、専門家により、科学的研究を促進し、及び効果的な能力の開発の活動を行うこと。

(b)　組織及び個人の間で、科学的、技術的及び政策的な情報を交換するためのネットワークを構築し、及び強化すること。

(c)　特に、関連するＩＨＰのネットワーク、世界水アセスメント計画、国際洪水イニシアチブ・計画並びにこれらが賛助する非政府機関並びに関係する国際的な組織及びネットワークの関連の事業計画に盛り込まれた科学的及び専門的な能力を利用して、協力的な研究活動を発展させ、及び調整すること。

(d)　特に世界の実務者及び研究者のために、国際的な研修を実施すること。

(e)　知識及び情報の移転活動（国際的なシンポジウム又はワークショップを含む。）を組織し、並びに一般公衆を含む様々な聴衆を対象とする適当な啓発活動に従事すること。

(f)　情報通信技術の強力な事業計画を作成すること。

(g)　技術的なコンサルティング業務を提供すること。

(h)　センターの活動に関する技術的な出版物その他の記録媒体を利用した製品を作成すること。

3　センターは、ＩＨＰと緊密に調整して、1に規定する目的及び2に規定する任務を遂行する。

第六条　運営理事会

1　センターの運営理事会を設置する。

2　運営理事会は、定期的に更新されるものとし、次の者により構成する。

(a)　土木研究所の理事長（議長とする。）

(b)　政府の代表者又は当該代表者が任命する代理

(c)　センターの活動に関連する組織又は機関の代表者であって、議長が任命するもの。ただし、五人を限度とする。

(d)　ユネスコ事務局長の代理

(e)　運営理事会が希望する場合には、ＩＨＰの政府間理事会の代表者

3　運営理事会は、次のことを行う。

(a)　4の規定に従うことを条件として、センターの所長が提出するセンターの長期及び中期の計画を審査し、及び採択すること。

(b)　4の規定に従うことを条件として、センターの所長が提出するセンターの事業計画を審査し、及び採択すること。

(c)　センターの所長が提出するセンターの活動に関する報告書を審査すること。

(d)　4の規定に従うことを条件として、センターの所長が提出するセンターの必要な内部規則を審査し、及び採択すること。

4　センターの長期及び中期の計画、事業計画並びに必要な内部規則は、土木研究所に関連する法令上の要件を満たすものとする。

5　運営理事会は、定期的に、かつ、少なくとも日本国の二会計年度に一回、通常会期として会合する。同理事会は、同理事会の議長の発意により又はユネスコ事務局長の要請若しくは同理事会の構成員の過半数の要請により、同理事会の議長が招集する場合には、臨時会期として会合する。

6　運営理事会は、その手続規則を採択する。同理事会の第一回会合のための手続は、土木研究所の理事長が両当事者と協議の上定める。

第七条　職員

1　センターは、センターの所長及びセンターの活動に必要な職員で構成する。

2　センターの所長は、土木研究所の理事長が任命するものとする。センターの所長は、センターの活動を指揮する。

3　センターの職員には、次の者が含まれる。

(a)　土木研究所の理事長が雇用する者

(b)　センターの活動に貢献するため土木研究所の理事長が任命し、又は招請する研究者又は専門家

第八条　ユネスコの貢献

1　ユネスコは、その戦略的な目標及び目的に従い、技術的援助の形態により、必要に応じ、センターの活動に対する援助を提供することができる。この援助には、次のことを含めることができる。

(a)　センターの専門分野においてユネスコの専門家による援助を提供すること。

(b)　適当な場合には、一時的な職員の交換を行うこと。関係する職員の給与は、派遣する機関が引き続き負担する。

(c)　ユネスコの戦略的な計画の優先分野において共同の活動又は事業を実施することが正当化される場合には、ユネスコ事務局長の決定により、例外的に、ユネスコの職員を一時的に派遣すること。

2　この条に規定する援助については、その援助がユネスコの計画及び予算に規定されている場合に限り行うことができる。ユネスコは、その職員の使用及び関連する費用に関する報告を加盟国に提供する。

第九条　財政事項

1　政府は、日本国の法令に従い、センターが十分な資金を受領するために必要な適当な措置をとる。

2　センターの財源は、土木研究所が割り当てる資金、政府機関、政府間機関又は非政府機関から受領する拠出及びセンターが提供する役務に対する支払から生ずる。

第十条　参加

1　センターは、センターの目的についての共通の関心に基づいてセンターとの協力を希望するユネスコの加盟国及び準加盟国の参加を奨励する。

2　センターの活動への参加を希望するユネスコの加盟国及び準加盟国は、この協定に基づき、参加を希望する旨の通告をセンターの所長に送付することができる。同所長は、協定の両当事者及びその他の加盟国に対し当該通告を受領した旨を通報する。

第十一条　ユネスコの責任

ユネスコは、センターがユネスコから法的に独立していることから、センターの作為又は不作為に対して法的に責任を負わず、及び財政的な又は他のいかなる責任も負わない。ただし、明示的に別段の定めがある場合には、この限りでない。

第十二条　評価

1　ユネスコは、次の事項を確認するため、いつでもセンターの活動についての評価を実施することができる。

(a)　センターが、ユネスコの戦略的な目標に貢献しているか。

(b)　センターが実際に遂行する活動が、この協定に規定する活動に合致しているか。

2　ユネスコは、政府に対し、実施した評価に関する報告書をできるだけ早い機会に提出することを約束する。

3　政府は、評価に関するユネスコの報告書について意見を述べ、及び修正を要請する権利を有する。

第十三条　ユネスコの名称及びロゴの使用

1　センターは、ユネスコとの協力関係について表示することができる。したがって、センターは、センターの名称の前に「ユネスコの賛助する」と表示することができる。

2　センターは、ユネスコの管理機関が定める条件に従い、ユネスコのロゴ又はこれを用いて作成されたロゴをセンターの書簡用紙（センターの名称等を上部に印字したもの）及び文書（電子的な文書及びウェブサイトを含む。）に使用することを認められる。

第十四条　効力発生

この協定は、その署名の時に効力を生ずる。

第十五条　有効期間

この協定は、効力発生の後六年間効力を有するものとし、次条に定めるところに従っていずれか一方の当事者によって明示的に廃棄されない限り、更新されたものとみなす。

第十六条　廃棄

前条の規定にかかわらず、いずれの一方の当事者も、他方の当事者に対して六箇月前に書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

第十七条　改正

この協定は、両当事者間の合意によって改正することができる。

第十八条　紛争の解決

この協定の解釈又は適用に関する両当事者間の紛争は、両当事者間の交渉又は両当事者が相互に同意する他の適当な方法により解決する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年七月二十三日にパリで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
木曽功

国際連合教育科学文化機関のために
イリーナ・ボコバ

○国税庁告示第十五号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月十四日

国税庁長官　稲垣　光隆